

令和5年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第260回定例会

2月22日開会

2月22日閉会

第 260 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 5 年 2 月 22 日（水曜日）

出席議員(16名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 管原研治君	8番 渡部英幸君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

欠席議員(2名)

2番 佐久間儀郎君	10番 佐久間克明君
-----------	------------

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	副町長 平間喜久夫君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
副町長 佐々木秀之君	助役 蜂谷洋君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
滞納整理課長 半沢正宏君	介護保険課長 大内豊君
業務課長 阿部直樹君	消防長 佐々木保方君
次長 半澤正勝君	管理課長 遠藤次男君
警防課長 阿部和弘君	指令課長 佐藤信浩君
教育次長 加藤雅章君	<small>仙南芸術文化センター館長</small> 玉渕博之君
企画財政課長補佐 犬飼育君	業務課長補佐 佐藤貴之君

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 関場幸江君
------------	----------

議事日程

令和5年2月22日（水） 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 施政方針表明
- 第5 第1号議案 教育委員会委員の任命について
- 第6 第2号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例
第3号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 第7 第4号議案 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
第5号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
第6号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第8 第7号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
- 第9 第8号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算
第9号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算
- 第10 議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例
午前11時24分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

施政方針表明

第1号議案 教育委員会委員の任命について

第2号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

第3号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

第4号議案 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

第5号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

第6号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

第7号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

第8号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第9号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

議発第1号 仙南地域広域行政事務組合同議会の個人情報の保護に関する条例

午前10時 開会

○議長（小川正人君） これより、第260回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に2番佐久間儀郎君、10番佐久間克明君から欠席の届出があります。

ただ今の出席議員数は、16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番管原研治君、16番神崎安弘君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

次に、去る2月16日に開催された予算説明会において要望した件の資料が提出されました。お手元に配付しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） おはようございます。本日ここに、第260回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

行政報告といたしまして、消防職員の懲戒処分についてであります。

はじめに、自家用車の事故に伴う職員の懲戒処分についてであります。

本件は、角田消防署に勤務する男性消防職員23歳が、昨年7月27日、大河原町字住吉町地

内の県道において、自家用車を運転中に眠気を催し、仮睡状態に陥り、信号待ちで停止していた普通乗用車に衝突したもので、この事故により、相手方車両の運転手1名に全治約2週間の傷害を負わせ、同年12月8日に大河原簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受けたものであります。

この行為は、自動車運転上の注意義務を怠り、1名に傷害を負わせ、相手方の財産に損害を与えたものであり、かかる事故の再発防止を期す意味から、助役を会長とする職員分限懲戒審査会からの答申を受け、本年2月6日付で、給料の10分の1、1か月間の減給処分とし、併せて、上司であります角田消防署長に対して、指導監督不行き届きにより文書による嚴重注意処分としたものであります。

次に、自家用車によるスピード違反に伴う職員の懲戒処分についてであります。

本件は、白石消防署に勤務する男性消防職員23歳が、昨年9月6日、白石市白川津田地内の県道において、自家用車を運転中に時速38キロメートルの速度超過を起こし、道路交通法違反で検挙されたものであります。

この職員に対する処分であります。同じく職員分限懲戒審査会の答申を受け、2月6日付で戒告処分とし、併せて、上司であります白石消防署長に対して、指導監督不行き届きにより文書による注意処分としたものであります。

度重なる職員の不祥事につきまして、理事会を代表し、議員各位並びに圏域住民の皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、負傷された方に心よりお見舞いを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後は、二度とこのような不祥事を起こさないよう指導を徹底し、法令遵守並びに安全運転管理体制の確立と交通事故の再発防止に努めてまいります。

次に、普通消防ポンプ自動車の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めているところであります。

今回配備した車両は、昨年8月の議会定例会におきまして取得の議決をいただきました普通消防ポンプ自動車1台で、大河原消防署村田出張所に配備し、昨年12月30日から運用を開始いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、構成市町の12月議会において御審議をお願いいたしましたAZ9ジュニア・アクターズ養成事業に係る経費の支弁の方法を定める組合規約の変更についてであります。

おかげさまをもちまして、構成市町議会において規約変更の議決をいただき、県知事への届出を行いましたところ、本年1月16日付けでこの届出が受理され、規約が変更されたところであります。

議員各位の御支援、御協力に対し、理事会を代表して厚くお礼を申し上げます。

最後に、そのAZ9ジュニア・アクターズにより、2月11日、12日の両日に行われました第30回記念公演についてであります。

平成5年度の結成から30周年を迎えた今回の公演では、卒業生がA Z 9のこれまでの歩みを語る第1部の「30年のきせき」と、子どもたちによる第2部の「アズランド～つづくつながる物語～」との2部構成で上演いたしました。

「アズランド～つづくつながる物語～」は、仙南地域になぞらえた9つの町がある「アズランド」という国で、子どもたちが、ふるさとを愛する気持ちを共有し、大人たちの力を借りながら困難を乗り越え、ミュージカルを作り上げるまでを描いた作品でありました。

クライマックスには、蔵王町在住の美術家・加川広重氏と仙南地域の子どもたちがワークショップを重ねて作り上げた、えずこホールのだん帳サイズの巨大画が登場し、舞台にいろどりを添えました。

公演初日には大雪となる悪条件となりましたが、議員の皆様を含め2日間で約800人の方々に御来場いただき、子どもたちと卒業生が共同で作ったミュージカルのシーンでは盛大な拍手をいただくことができました。また、今回の公演に対するアンケートにおきましても、今後の活動に期待を寄せる声をたくさん頂戴したところであります。

今後も、地域に根ざした児童劇団として、将来の仙南圏域を担う人材育成のため、本事業に取り組んでまいります。

以上、御報告いたします。

日程第4 施政方針表明

○議長（小川正人君） 日程第4、令和5年度の施政方針について表明したい旨、理事長から申し出がありますので、これを許します。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 御審議をいただきます諸議案の説明に先立ちまして、令和5年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し述べます。

内閣府が公表した1月の月例経済報告によると、景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しているとし、先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるとしております。

このような中で、国においては、総額114兆4,000億円となる令和5年度予算案を編成し、社会保障や子ども支援、物価高や新型コロナウイルス感染症への対応など重要な政策課題について必要な予算を講じております。

一方、令和5年度の地方財政対策では、税収を前年対比で3.8パーセント増の45兆5,000億円と見積もるとともに、臨時財政対策債の発行額を縮減し、地方交付税は前年対比で1.7パーセント増となる18兆4,000億円を確保するなど、地方財政の健全化を図りつつ、地方の一般財源総額を適切に確保する措置が取られております。

このことから、組合の構成市町におきましては、国からの地方交付税が増額となる見込みではありますが、これまでの地域の特性や独自性を活かしたまちづくり、地域づくりへの取り組みに加え、物価高騰や新型コロナウイルス感染症への対応が引き続き求められる中、

社会保障費の増加に加え、地域社会のデジタル化・脱炭素化の推進、人への投資や子ども・子育て支援の強化などに対応するため、以前にも増して厳しい財政運営となることが予想されます。

このような中、当組合では、ごみ・し尿処理、火葬、消防、視聴覚教育など、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、本格的な人口減少社会を見据え、デジタル技術の活用などを検討してまいりますとともに、安全・安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

はじめに、消防事務について申し上げます。

昨年も日本国内では、地震をはじめ、台風や線状降水帯などによる大雨災害が各地で発生しております。

宮城県内におきましても、昨年7月には前線を伴う大雨により、大崎市や栗原市などで、観測史上最大となる降水量を記録し、一級河川の鳴瀬川水系の名蓋川と出来川の堤防が決壊するなど、大きな災害が発生しております。

当消防本部では、阿武隈川流域の災害対応力の強化を図っており、令和4年度には災害状況の確認・情報収集を行うため、ドローンを配備したところであります。

令和5年度におきましても、圏域全体の災害対応力の強化を図るため、消防車両の適正な配備や資機材の充実を図ってまいります。

次に、昨年の火災発生件数は、前年より12件少ない66件となりましたが、昨年は廃業したホテルや工場からの出火が相次ぎ、消火活動中の消防職員1名が受傷する事故も発生いたしました。

このことから、変化する災害現場に対応した訓練を実施し、安全管理を徹底した活動の強化に取り組むとともに、隊員一人ひとりの資質の向上を図り、災害対応力の強化に取り組んでまいります。

次に予防業務についてであります。

近年では、新築住宅などの不燃化が進んでおりますが、古くからの木造建築物が密集する地域において火災が発生すると、平成28年の新潟県糸魚川市や昨年の福岡県北九州市小倉北区などの火災のように大規模な火災に発展することとなります。

このことから、当消防本部管内におきましても、木造建築物が密集する地域の自治会などへの防災指導を行うとともに、住宅用火災警報器の適正な設置と維持管理、初期消火及び避難行動の重要性を周知徹底し、地域全体の防災力の強化と住民及び災害弱者の安全・安心を図ってまいります。

次に、救急業務についてであります。

昨年の救急出動件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、前年より1,175件多い8,718件となり、過去最高となっております。

コロナ禍の終息も見えず、高齢化も進むことから、今後も救急需要が増加することが見込まれるとともに、救急搬送困難事案が増加することも懸念されます。

このことから、救急隊員の知識・技術の向上に努めるとともに、救急救命士を計画的に養成し、住民の救急需要に応えるべく、関係機関と連携し、救命率の向上に努めてまいります。

消防事務関係の最後になりますが、消防庁舎の建て替え整備についてであります。

昨年に策定した「4 消防庁舎建て替えに係る基本方針」に基づき、現在、建て替えを予定する消防署が所在する市町に対し、建て替え用地の取得をお願いしているところであります。

今後は、用地決定の報告を受け事業を進めてまいることとなりますが、本事業が計画的に進められるよう、関係市町と連携を図り、取り組んでまいります。

今後とも、より一層、組織一丸となった対応を図り、圏域住民の安全・安心のため積極的に取り組んでまいります。

次に、環境衛生関係について申し上げます。

はじめに、デジタル・トランスフォーメーションの取り組みについて申し上げます。

仙南リサイクルセンターと仙南クリーンセンターへのごみの搬入について、パソコンやスマートフォンから簡単に予約ができる、ごみ搬入ウェブ予約システムを本年4月から導入することとしております。

これにより、ごみ搬入者の施設利用の時間帯を平準化し、搬入車両の渋滞の緩和と待機時間の短縮を図ってまいります。

また、圏域内の5つの斎苑の利用につきましては、葬祭業者向けの斎苑ウェブ予約システムを本年8月から導入することとしており、予約業務の効率化を図ってまいります。

次に、ごみ処理関係であります。これまでどおり、家庭ごみ有料化事業を進めるとともに、圏域住民の方々のごみに対する意識啓発を図るため、スマートフォン向けごみ分別アプリや組合広報誌などを通じ、資源循環の重要性とごみの適切な排出を促す情報の発信を行い、更なるごみの減量化と資源化率の向上を図ってまいります。

次に、施設の供用開始から7年目となります仙南クリーンセンターにつきましては、施設の維持管理・運営及び仙南最終処分場の延命化事業が適正に実施されるよう、施設の運営事業者に対し、引き続き、専門のコンサルタント業者による運営監視などを徹底し、指導監督を行ってまいります。

次に、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質で汚染された1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理についてであります。

令和5年度は、牧草約1,000トンの焼却を行う予定としております。

焼却に当たりましては、当初策定した農林業系廃棄物焼却計画に定める環境管理基準に基づき、運営事業者に対し、適正な運転管理を行うよう指導監督を行ってまいりますと

もに、国及び県の指導の下、搬入する町と連携を図りながら、圏域住民の安全・安心に十分配慮した環境管理体制により行ってまいり所存であります。

続きまして斎苑関係であります。白石斎苑及び柴田斎苑につきましては、令和5年度も引き続き、運営事業者による管理・運営が行われることとなりますので、適正に実施されるよう、指導監督を徹底してまいります。

また、供用開始から25年が経過した、あぶくま斎苑につきましては、令和5年度において、施設の照明器具をLED照明に変える照明器具等改良工事などを実施してまいりますとともに、他の斎苑につきましても、住民サービスが向上されるよう、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

環境衛生関係の最後になりますが、し尿処理施設についてであります。

角田及び柴田衛生センターの両施設につきましては、長寿命化総合計画第2次計画に基づき、定期整備を実施してまいりますとともに、引き続き公害防止に関する関係法令に基づく点検などを実施し、両施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。

次に、視聴覚教育・圏域活性化事業について申し上げます。

はじめに、視聴覚教育事業におきましては、令和5年度もデジタル社会の実現に向けた国の重点計画等に基づき、デジタルの活用で仙南圏域に住む一人ひとりがデジタル化の利便性を享受できる人に優しいデジタル化が実現できるよう、学校教育現場におけるICT方面での支援や、社会教育における生涯学習需要などに視聴覚教育の分野からサポートを行ってまいります。

また、ICT技術を活用した機器やオンデマンド配信などの普及状況を踏まえ、社会の変化に柔軟かつスピーディーに対応できるよう、知識及び技術の向上に向けた各種研修会や講座などを開催するとともに、地域素材を生かした教材制作の支援や保存・継承の更なる充実を図り、視聴覚教育を通じたまちづくり、人づくり事業を引き続き展開してまいります。

次に、圏域活性化事業についてであります。

将来の圏域文化を担う核となる人材育成事業として実施しているAZ9ジュニア・アクターズ養成事業であります。令和5年度からは組合規約の変更により新たに構成市町の御負担のもと、本事業を継続させていただき運びとなりました。

中学校での部活動の地域移行など、学校だけに任せず地域で子どもを育てようとする流れが今後進むことが予想される中、地域の子どものより参加しやすく多様で豊かな経験ができる地域に根ざした児童劇団として、将来の仙南圏域を担う人材育成のため、更に本事業を発展させてまいりたいと考えております。

また、子どもが自ら学び活動する場を提供することにより、子どもの自主性・主体性を育成するAZ9パスポート事業を引き続き実施してまいります。

次に、仙南芸術文化センター、えずこホールについて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、文化・表現活動の分野も様々な影響を受け、えずこホールにおきましても、ホールが展開する各種事業において自粛や中止などを余儀なくされてまいりました。

コロナ以前は、住民参加型文化創造施設として、広く多くの方々に利用されており、例年 500 本ほどの主催事業を開催し、延べ 3 万人を超える方々に御参加いただいておりますが、令和 3 年度では、コロナ過の中で感染対策などを取りつつ 411 本の事業に取り組みましたが、1 万 1,000 人程度の参加状況にとどまっております。

令和 5 年度におきましては、5 月からの感染症法上の 5 類移行も視野に、広報活動にも力を入れ、鑑賞事業などでの観客動員の復興を目指すとともに、これまで控えておりました高齢者福祉施設におけるアウトリーチなどの働きかけを行い、芸術・文化を通じて日常をとりもどすための取り組みに力を入れてまいります。

また引き続き、住民の皆さんが主体的に参加・発信し、地域の文化を育む住民参加型事業、圏域内の学校、福祉施設等と連携、協働し、地域に密着して展開するアウトリーチ事業並びに優れたアーティストや公演を招へいし、ホールが世界の窓となって文化芸術に触れていただく鑑賞事業の 3 つの柱の下、この地域に住む老若男女、障害の有無などに関わらず、人々が心豊かな生活を送り、互いに絆を深めていくための地域の文化拠点として各種事業を積極的に展開してまいります。

次に、滞納整理事務について申し上げます。

滞納整理の共同処理事務は、令和 5 年度には 19 年目を迎えることとなります。

滞納整理課の設置から令和 3 年度までの 17 年間の徴収総額は、督促手数料・延滞金を含め 18 億 2,220 万円となり、引き受け滞納税総額 33 億 9,099 万円に対する徴収率は 53.7 パーセントとなっております。

令和 5 年度におきましても、自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、財産などの実態調査を行うとともに、積極的に給与、預貯金を含む資産の差押処分を行い、換価可能な不動産や動産については、一般公売やインターネット公売などを活用して滞納処分を進めてまいります。

また、構成市町担当職員の徴収技術の向上のため、個別事案に関する相談事業を引き続き実施するほか、広報誌などを通して滞納整理課の業務内容を圏域住民に周知し、自主納付の働きかけを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、徹底した催告や差押処分などを行うことにより、構成市町の徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

最後に、介護認定審査会及び市町村審査会事務について申し上げます。

我が国では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行し、昨年 9 月現在の人口推計では 65 歳以上の人口は 3,627 万人、総人口に占める割合は 29.1 パーセントとなり、過去最高を更新しております。

国の統計では、65 歳以上の人口は 2042 年にピークを迎え、その後は減少に転じると推

計されておりますが、人口減少の影響を受けて、高齢化率は上昇を続け 2065 年には 38.4 パーセントに達し、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となる社会が到来すると推計されております。

こうした中、構成市町では 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

このことから、当組合といたしましても構成市町と連携し、要介護認定及び要支援認定に係る介護認定審査会の適正な運営を行ってまいりますとともに、市町村審査会につきましても、更なる円滑な運営を図ってまいります。

また、本年 4 月から新たに委員が変更となりますことから、介護認定審査会及び市町村審査会に係る委員の研修などを通して、引き続き公平かつ信頼性の高い審査及び判定が行われるよう、審査会の適正な運営を図ってまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきましても、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政の所信表明といたします。

日程第 5 第 1 号議案 教育委員会委員の任命について

○議長（小川正人君） 日程第 5、第 1 号議案、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、10 時 35 分まで休憩し、議員全員協議会を開きます。

議員の方々は議員控室にお集まり願います。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

○議長（小川正人君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 1 号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第 1 号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員であります鈴木仁一さんは、本年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

このことから、後任として、村田町の佐久間美智子さんを教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同さんは、長らく村田町教育委員会委員の職にありまして、人格高潔にして、教育、学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術

文化を推進するには最適任と存じます。

なお、委員としての任期は、本年4月1日から4年間となります。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております、第1号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第1号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、教育委員会委員の任命について同意されました佐久間美智子君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。佐久間美智子君。

[教育委員 佐久間美智子君 入場]

○教育委員（佐久間美智子君） 皆様おはようございます。ただ今、御紹介に預かりました佐久間美智子でございます。村田町の教育委員を早いもので3年を迎えております。村田町におきましても、現在少子化は大変進んでおりまして、非常に深刻な問題となっております。そこで村田町教育委員会といたしましては、近年、学校教育環境のあり方の見直しということ、最重要課題と位置付けておりまして、それに向けて取り組んでいるところでございます。

子供たちのために、より良い学校教育を提供できますように、日々奮闘しているところでございます。またこの度は、来年度より仙南広域の教育委員会にも携わる機会を頂戴いたしました。大変光栄に存じております。重責は感じながらも、委員としての活動の幅を広げられることを大変楽しみにいたしております。とは申しましても、何分浅学でございますので、皆様の御指導を仰ぎながら、またお力添えをいただきながら、仙南広域のさらなる発展のために尽くしてまいりたいと思っております。

2市7町の住民の皆様、とりわけ仙南の未来を担う子供たちが、質の良い生涯学習をとおして実り豊かな日常を過ごせるにはどうしたら良いかと私なりに考えてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

[教育委員 佐久間美智子君 退場]

日程第6 第2号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律
施行条例

第3号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査
会条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第6、第2号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び第3号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第2号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び第3号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の2議案について、関連がありますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体の条例により行われてきた保有個人情報の保護につきましては、同法に一本化されることとなりました。

このことから、既存の当組合個人情報保護条例を廃止し、条例に委任された事項等を定めるため、組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するとともに、組合情報公開・個人情報保護審査会条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第2号議案及び第3号議案の2議案につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

はじめに、第2号議案組合個人情報の保護に関する法律施行条例になります。これは、条例の新規制定となります。参考資料の1ページをお開き願います。

この概要書の1段目の制定の目的及び効果を御覧願います。

理事長の提案理由にありますように、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体の条例により行われておりました保有個人情報の保護につきましては、法律に一本化されることとなりました。

このことから、当組合個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定するものです。

この概要書の3段目、制定の概要・要点を御覧願います。

①になりますが、第2条におきまして、この条例における実施機関を理事会、教育委員会、監査委員及び消防長と定めております。

次に、②になりますが、第3条におきまして、開示の手続きとして、開示を受ける際にも身分証明書の提示を求めるものです。

③、④は現行条例の規定と同様に、新たな条例におきましても開示請求に係る手数料等を

規定し、運用状況の公表について規定するものです。

⑤になりますが、新制定する条例の附則におきまして、旧条例の廃止を行うものです。

⑥になりますが、旧条例の廃止に伴う経過措置を定めるものです。

施行期日になりますが、本条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、第3号議案組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例になります。参考資料の2ページをお開き願います。

概要書の1段目の制定の目的及び効果を御覧願います。

先ほど説明しましたとおり、個人情報の保護に関する法律が改正されております。

2段落目になりますが、このことから、当組合では第2号議案の法律施行条例を制定し、現行の組合個人情報保護条例を廃止することとしております。

このことから、組合情報公開・個人情報保護審査会条例について、所要の改正を行うものです。

この概要書の3段目、改正の概要・要点を御覧願います。

①になりますが、第1条の改正になります。今回の法改正により、審査会の設置根拠を改正しております。個人情報の保護に関する法律に基づく審査会と改めるものです。

②になりますが、第2条の審査会の所掌事務を改正しております。これまで条例に規定されていた内容が法律に一本化されたことから、審査会の所掌事務を条例に基づくものから法律に基づくものに改めるものです。

③になりますが、審査会が実施機関に対し、答申又は意見を述べたときは、その内容を公表することとしております。

④は、経過措置関係になります。この条例の設置根拠を改めましたので、審査会の委員に係る経過措置を設けております。現在、委嘱されている委員は、改正後の条例に基づき委嘱されたものとみなし、任期は残任期間とするというものです。

施行期日になりますが、本条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第3号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第4号議案 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

第5号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

第6号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（小川正人君） 日程第7、第4号議案、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてから、第6号議案、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてまでの3議案を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第4号議案から第6号議案までの3議案について、関連がありますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

当組合が加入しております宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会の3団体において、その構成団体である白石市外二町組合が令和5年3月31日限りで脱退することから、それぞれの団体を組織又は共同設置する地方公共団体の数の減少と規約変更について、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第5号議案、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第6号議案、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第7号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算 (第4号)

○議長（小川正人君） 日程第8、第7号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第7号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第4号について、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,159万3,000円を追加し、予算の総額を47億7,681万1,000円とするものであります。

補正予算の概要であります。令和4年度の農林業系廃棄物処理事業が終了したことから、事業費の精算を行うほか、東京電力原発事故に伴う賠償金を収入いたしましたので、構成市町に返還するための補正予算となっております。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第7号議案の詳細説明を申し上げます。

令和4年度予算書2月補正を御準備願います。

補正予算書1ページをお開き願います。

第7号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第4号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,159万3,000円を追加し、補正後の予算総額を47億7,681万1,000円といたそうとするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、歳出予算から御説明申し上げますので、補正予算書8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出4款衛生費の2項2目じん芥処理費でございますが、令和4年度分の農林業系廃棄物の焼却業務が終了しましたことから、事業費の精算を行ったもので、当該事業に係る関連業務経費140万3,000円を減額とするものでございます。

なお、当該事業に係る財源につきましては、事業費の2分の1が国庫補助金、その補助裏分が震災復興特別交付税の適用とされており、その見合い分を市町負担金といたしております。

このことから、予算書6ページ、7ページの歳入1款1項1目の市町負担金で、70万1,000円、3款1項1目の衛生費国庫補助金で70万2,000円を、それぞれ減額といたすものでございます。

次に、歳入8款2項2目雑入では、東電の賠償金といたしまして、1,299万6,000円を追加いたしております。

これは、旧角田衛生センターごみ処理施設、旧大河原衛生センターで処理を行った平成24年度、28年度の汚泥処理経費、平成28年度の薪灰処理に要した経費が、東電の賠償金として、認められたものでございます。

なお、この追加となりました収入を財源に、予算書8、9ページの歳出4款衛生費の2項1目清掃総務費におきまして、市町負担金返還金として構成市町に返還するものでございます。

なお、返還金の内訳につきましては、令和4年度組合補正予算資料の10ページに、返還額を記載しておりますので、後ほど御確認願います。

以上で、第7号議案の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第4号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第8号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第9号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化
センター特別会計予算

○議長（小川正人君） 日程第9、第8号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第9号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第8号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第9号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

施政方針の中でも触れましたが、組合の構成市町におきましては、以前にも増して厳しい財政運営を迫られる状況にあります。

このような中、当組合の令和5年度一般会計予算では、エネルギー価格高騰の影響により電気料を増額計上したほか、あぶくま斎苑改良事業、農林業系廃棄物処理事業、消防車両の更新などを計画しておりますことから、更なる事務の円滑化、効率化を図るとともに、事務経費の削減に徹し、令和5年度予算を編成したところであります。

はじめに、一般会計歳入歳出予算であります。予算の総額を前年度に比較し約4.3パーセント増となる48億858万8,000円として、編成したところであります。

次に、地方債につきましては、あぶくま斎苑改良事業と消防施設整備事業で総額1億210万円を計上したところであります。

また、一時借入金であります。借入れの最高額を1億円と定めるものであります。

続きまして、歳入歳出を含めた令和5年度の予算計上の特徴点について申し上げます。

第1点目は、ICTを活用した予約システムの導入についてであります。

令和5年度からの新規事業といたしまして、斎苑ウェブ予約システム、ごみ搬入ウェブ予約システムに係る経費を計上しております。

利用者の利便性の向上と事務の効率化を図るものであります。

第2点目は、電気料に係る予算の増額についてであります。

ウクライナ情勢などによる石炭や液化天然ガスの輸入価格高騰の影響で、燃料調整額が値上げされていることから、増額計上いたしております。

第3点目は、あぶくま斎苑改良事業についてであります。

あぶくま斎苑は供用開始から25年が経過し、待合室等の蛍光灯に不具合が多くみられる状況にあります。このことから、施設の照明器具をエネルギー使用量が削減されるLED照明に改良するための経費を計上いたしております。

第4点目は、農林業系廃棄物処理事業についてであります。

令和5年度は、牧草の処理に要する経費を計上いたしております。

第5点目は、消防車両の整備についてであります。

令和5年度におきましては、白石消防署七ヶ宿出張所及び大河原消防署の普通消防ポンプ自動車並びに柴田消防署の高規格救急自動車を更新配備することとしております。

第6点目は、消防施設整備基金積立金についてであります。

消防庁舎建て替えに要する準備金といたしまして、消防施設整備基金への積立金を計上いたしております。

一般会計最後になりますが、第7点目は、AZ9ジュニア・アクターズ養成事業に係る圏域活性化事業費負担金の計上についてであります。

これまで、AZ9ジュニア・アクターズ養成事業は、ふるさと市町村圏基金から生ずる収益により実施してまいりましたが、金利の低下などにより継続して実施することが困難となっております。

このことから、先ほど諸報告で申し上げましたとおり、組合規約の変更を行い、令和5年度から新たに圏域活性化事業費負担金を計上し、同事業を継続して実施するものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計予算であります。

特別会計歳入歳出予算といたしましては、予算の総額を前年度に比較し約13.2パーセント減となる2億1,961万3,000円として編成したところであります。

次に、地方債では基幹設備更新事業で4,580万円を計上し、一時借入金では借入れの最高額を4,500万円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算であります。一般会計同様に、電気料を増額計上したほか、令和5年度におきましても、機能維持修繕計画に基づく基幹設備更新事業として、平土間ホール舞

台照明設備の更新に係る予算を計上いたしております。

以上、令和5年度において計画しております主要な政策的経費について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第8号議案及び第9号議案につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

はじめに、第8号議案の一般会計予算の内容について、御説明させていただきます。

令和5年度組合予算書を御用意いたします。

はじめに、歳入予算から御説明申し上げます。

予算書8ページ、9ページをお願いします。

1款分担金及び負担金の本年度予算額は、37億5,134万7,000円を計上し、前年度予算と比較いたしまして、9,663万5,000円の増額でございます。

主な増額の要因といたしましては、電気料の値上げ、消防施設整備基金への積立金、公債費の償還金の増などによりまして、市町負担金が増額となったものでございます。

なお、10ページ、11ページに市町負担金内訳書を記載しておりますので、後ほど御覧下さい。

次に、12ページ、13ページをお願いします。

2款使用料及び手数料の本年度予算額は、5億3,677万8,000円、前年度予算と比較いたしまして、261万5,000円の増額でございます。

主に、斎苑使用料やごみ処理手数料の増加を見込み、増額計上といたすものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

上段、3款国庫支出金の本年度予算額は、588万5,000円、前年度予算と比較いたしまして68万3,000円の増額でございます。

主に、農林業系廃棄物の処理量の増加に伴いまして、係る補助金を増額計上いたしております。

次に、下段4款県支出金の本年度予算額は、1,648万8,000円、前年度予算と比較いたしまして、576万2,000円を増額といたしております。

主に、消防車両整備事業に係る市町村振興総合補助金の増が、主な増額の要因でございます。

16ページ、17ページをお願いします。

次に、5款財産収入の本年度予算額は、9,954万3,000円、前年度予算と比較いたしまして、1,314万6,000円の増額でございます。

主に、仙南リサイクルセンターの資源回収物売払代の増収を見込んだことによるもので

ございます。

18ページ、19ページをお願いします。

次に、6款繰入金の本年度予算額は、1億580万2,000円、前年度予算と比較いたしますと、2,222万1,000円の増額でございます。

主に、電気料、維持補修費、普通建設事業費等への財政調整のため、財政調整基金を増額といたすものでございます。

次に、下段7款繰越金につきましては、本年度予算額といたしまして、2,040万円を見込んでおります。

20ページ、21ページをお願いします。

次に、上段8款諸収入の本年度予算額は、1億7,024万5,000円、前年度予算と比較いたしまして、174万1,000円の増額でございます。

主に、仙南クリーンセンターの売電収入の増収を見込んだものでございます。

次に、下段9款組合債の本年度予算額は、1億210万円、前年度予算と比較いたしまして、5,720万円の増額でございます。

衛生債において、新たにあぶくま斎苑改良事業を見込んだほか、消防債につきましては、消防車両整備事業の増などから、増額となったものでございます。

続きまして、歳出予算につきまして、御説明申し上げます。

22ページ、23ページをお願いします。

はじめに、1款1項議会費では、本年度予算額2,118万3,000円を計上し、前年度予算と比較いたしまして、216万9,000円の減額でございます。

職員の人件費の減によるものでございます。

続きまして、26ページから35ページは、総務費に係る予算でございます。

予算書26ページ、2款1項総務管理費の本年度予算額は、1億6,648万3,000円を計上し、前年度予算と比較いたしまして、919万6,000円を増額といたしております。

主に、職員の人件費や総合庁舎の総務費分の電気料を増額としたほか、庁舎照明器具等改良工事などの計上によりまして、増額となったものでございます。

30ページ、31ページをお願いします。

次に、2項徴税费では、滞納整理に要する経費といたしまして、本年度予算額5,235万円を計上いたしております。

次に、32、33ページの3項監査委員費の本年度予算額は52万7,000円、前年度と同額計上でございます。

次に、36ページから39ページは、民生費に係る予算でございます。

予算書36ページ、3款1項社会福祉費では、要介護認定事務及び障害支援区分の審査判定事務に要する経費といたしまして、本年度予算額7,092万3,000円を計上いたしております。

次に、40ページから55ページは、衛生費に係る予算でございます。

予算書40ページの4款1項保健衛生費の本年度予算額は、2億3,224万円、前年度予算と比較いたしまして、350万6,000円を減額といたしております。

ここでは、業務課と5つの斎苑施設に係る予算となります。

業務課の予算におきましては、新規事業となる、斎苑ウェブ予約システムに係る経費を計上したほか、斎苑に係る予算につきましては、令和4年度分のあぶくま斎苑改良事業の終了に伴いまして、事業費が減額となったものでございます。

46ページ、47ページをお願いします。

次に、2項の清掃費でございますが、本年度予算額は、13億8,722万8,000円、前年度予算と比較いたしまして、6,841万3,000円を増額といたしております。

ここでは、衛生処理施設と家庭ごみ有料事業に係る予算となります。

主な増額の要因といたしましては、新規事業となるごみ搬入ウェブ予約システムに係る経費を計上するとともに、各衛生施設の電気料、仙南リサイクルセンター及びし尿処理施設、柴田の維持補修費を増額といたしております。

また、家庭ごみ有料事業費では、ごみ袋の製造に係る原材料や配送コストの増などから、係る委託料を増額といたしております。

次に、56ページから61ページは、消防費に係る予算でございます。

予算書56ページの5款1項消防費の本年度予算額は、21億5,299万8,000円、前年度予算と比較いたしまして、7,855万5,000円を増額といたしております。

主な増額の要因といたしましては、消防施設整備基金への積立金のほか、消防署所の電気料、消防車両整備事業の増などから、増額となったものでございます。

なお、消防車両の整備につきましては、令和5年度において、白石消防署七ヶ宿出張所及び大河原消防署に普通消防ポンプ自動車を各1台、柴田消防署に高規格救急自動車を1台、それぞれ更新配備することとしております。

次に、62ページから67ページは、教育費に係る予算でございます。

予算書62ページの6款教育費の本年度予算額は、1億8,791万2,000円、前年度と比較いたしまして、452万9,000円を増額といたしております。

主に、1項の教育総務費では、職員の人件費の減、3項圏域文化振興費では、仙南芸術文化センターの事業費の増加に伴い、繰出金を増額といたしたものでございます。

68ページ、69ページをお願いします。

次に、7款公債費では、本年度予算額5億569万4,000円、前年度と比較いたしまして、4,265万4,000円を増額といたしております。

主に、白石斎苑・柴田斎苑に係る令和元年度の借入金の償還が開始となりますことから、増額となったものでございます。

70ページ、71ページをお願いします。

次に、8款予備費でございますが、前年度と同額を計上いたしております。

以上が、歳出予算でございます。

なお、4ページの第2表地方債の内容につきましては、先ほど、理事長が提案理由で申し上げましたとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上が、一般会計予算でございます。

続きまして、第9号議案仙南芸術文化センター特別会計予算でございます。

予算書90ページ、91ページをお願いします。

はじめに、歳入予算から御説明申し上げます。

1款事業収入、2款使用料及び手数料、次のページの3款財産収入は、前年度とほぼ同額の計上でございます。

次に、4款繰入金では、本年度予算額1億6,146万6,000円を計上、前年度と比較いたしまして、197万8,000円の増額でございます。

主に、一般会計繰入金が増額となったものでございます。

次に、94ページ、95ページの5款繰越金、6款諸収入につきましては、前年度とほぼ同額の計上でございます。

次に、96ページ、97ページをお願いします。

7款組合債の本年度予算額は、4,580万円、前年度と比較いたしまして、3,580万円の減額でございます。

基幹設備更新事業費の減に伴いまして、減額となったものでございます。

続きまして、歳出予算につきまして御説明申し上げます。

98ページ、99ページをお願いします。

1款仙南芸術文化センター費では、本年度予算額2億1,033万4,000円、前年度予算と比較いたしまして、3,832万9,000円の減額でございます。

主な内容でございますが、施設に係る電気料を増額とする一方、仙南芸術文化センター機能維持修繕計画に基づく基幹設備更新事業の内容差によりまして、全体事業費が減額となったものでございます。

104ページ、105ページをお願いします。

上段2款公債費の本年度予算額は、827万9,000円、前年度予算と比較いたしまして、503万9,000円の増額でございます。

基幹設備更新事業に係る令和4年度の借入金の償還が開始となりますことから、増額となるものでございます。

下段3款予備費では、前年度と同額を計上いたしております。

最後に、86ページの第2表地方債の内容につきましても、先ほど、理事長が提案理由で申し上げましたとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上が、仙南芸術文化センター特別会計予算でございます。

以上で、第8号議案及び第9号議案の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第9号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する 条例

○議長（小川正人君） 日程第10、議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の提案理由を求めます。4番星守夫君、登壇願います。

○4番（星守夫君） 私の方から説明させていただきます。

議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、提案理由の御説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、仙南地域広域行政事務組合議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、提案するものであります。

詳細につきましては、議員提案議案書のとおりであります。令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱いなどに関する共通ルールが設定されております。

しかしながら、改正後の個人情報保護法では、原則として議会は適用除外となっており、

当組合議会独自の個人情報保護条例の制定を進める必要があり、組合構成市町議会及び執行部の状況等を踏まえて改正後の個人情報保護法に準拠した内容で、当組合議会においても条例制定をするものであります。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、議発第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第260回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

午前11時24分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和5年2月22日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小 川 正 人

署名議員 管 原 研 治

署名議員 神 崎 安 弘